

電波利用料の料額（令和４年改定による新旧料額）

法別表第 6（個別免許等の無線局）①

無線局の区分			項 詳細	新料額 （円）	旧料額 （円）
1 移動する無線局 （3，4，5，8の項を除く。）	470MHz以下	航空機局・船舶局 その他のもの	1-01	400	400
			1-02	400	400
	470MHz超 3.6GHz以下	航空機局・船舶局（同一周波数のみを使用するものを含む。）	1-I1	400	400
		その6MHz幅以下	1-I2	400	400
		の6MHz幅超	1-C1	700	900
		他15MHz幅以下	1-C2	22,800	19,000
		の15MHz幅超	1-C3	2,153,700	1,794,800
		の30MHz幅以下	1-C4	1,400	1,700
		の30MHz幅超	1-C5	22,800	19,000
		の0.05W以下	1-C6	6,598,400	6,054,700
		の0.05W～0.5W	1-C7	3,100	3,800
		の0.5W超	1-C8	22,800	19,000
		の0.5W超	1-C9	8,606,500	8,054,700
	3.6GHz超	100MHz幅以下	1-09	400	400
	6GHz以下	100MHz幅超	1-10	102,300	85,300
	6GHz超		1-11	400	400
2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（6，8の項を除く。）	470MHz以下	0.01W以下	2-J1	3,100	2,600
		0.01W超	2-J2	6,400	5,900
	470MHz超 3.6GHz以下	6MHz幅超であつて、キャリアセンス機能を有するもの	2-12	97,600	81,400
		第1地域	2-13	53,200	44,400
		第2地域	2-14	17,600	14,700
		第3地域	2-15	9,000	7,500
		第4地域	2-16	3,100	2,600
		その他のもの	2-17	22,800	19,000
		0.01W以下	2-18	3,100	2,600
		0.01W超	2-19	6,400	5,900
	3.6GHz超	100MHz幅以下	2-20	3,100	2,600
	6GHz以下	100MHz幅超	3-H1	5,700	6,288,300
	6GHz超	3MHz幅以下	3-H2	754,500	628,800
		衛星コンステレーション	3-21	7,545,900	6,288,300
		その他のもの	3-22	299,465,400	249,554,500
		3MHz幅超	3-23	342,400	285,400
		3MHz幅以下	3-24	42,344,600	35,287,200
3 人工衛星局（8の項を除く。）	470MHz以下	3MHz幅	3-25	224,927,700	187,439,800
		3MHz幅超	3-26	321,321,800	267,768,200
		3MHz幅超200MHz幅以下	3-27	5,700	285,400
		200MHz幅超500MHz幅以下	4-28	4,633,600	3,861,400
		500MHz幅超	4-29	2,319,800	1,933,200
		第1地域	4-30	468,300	390,300
		第2地域	4-31	159,900	133,300
		第3地域	4-32	31,673,200	26,394,400
		第4地域	4-33	15,839,600	13,199,700
		第1地域	4-34	3,172,400	2,643,700
		第2地域	4-35	550,800	459,000
		第3地域	4-36	432,387,300	360,322,800
		第4地域	4-37	216,196,500	180,163,800
		第1地域	4-38	43,243,900	36,036,600
		第2地域	4-39	9,140,500	7,617,100
		第3地域	4-40	870,249,900	725,208,300
		第4地域	4-41	435,127,600	362,606,400
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局（5，8の項を除く。）	470MHz以下	3MHz幅	4-42	87,030,300	72,525,300
		3MHz幅超	4-43	18,278,600	15,232,200
		50MHz幅以下	4-44	159,900	133,300
		50MHz幅超			
		100MHz幅以下			
		100MHz幅超			
		第1地域			
		第2地域			
		第3地域			
		第4地域			
		第1地域			
		第2地域			
		第3地域			
		第4地域			
		第1地域			
		第2地域			
		第3地域			
		第4地域			
5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの（8の項を除く。）	470MHz以下	航空機局・船舶局 その他のもの	5-01	400	400
			5-02	400	400
	470MHz超 3.6GHz以下	航空機局・船舶局（同一周波数のみを使用するものを含む。）	5-I1	400	400
		その6MHz幅以下	5-I2	400	400
		の6MHz幅超	5-C1	700	900
		他15MHz幅以下	5-C2	22,800	19,000
		の15MHz幅超	5-C3	2,153,700	1,794,800
		の30MHz幅以下	5-C4	1,400	1,700
		の30MHz幅超	5-C5	22,800	19,000
		の0.05W以下	5-C6	6,598,400	6,054,700
		の0.05W～0.5W	5-C7	3,100	3,800
		の0.5W超	5-C8	22,800	19,000
		の0.5W超	5-C9	8,606,500	8,054,700
	3.6GHz超	100MHz幅以下	5-09	400	400
	6GHz以下	100MHz幅超	5-10	102,300	85,300
	6GHz超		5-11	400	400

法別表第 6（個別免許等の無線局）②

無線局の区分			項 詳細	新料額 （円）	旧料額 （円）
6 基幹放送局（3，7，8の項を除く。）	6GHz以下	テレビジョン放送をするもの	6-A1	1,900	1,800
		0.02W未満	6-A2	195,600	189,700
		0.02W以上2kW未満	6-A3	195,600	189,700
		2kW以上10kW未満	6-A4	105,833,900	102,458,800
		10kW以上100kHz幅以下	6-A5	596,312,200	569,208,300
		100kHz幅以下	6-48	3,500	3,400
		200W以下	6-49	79,500	79,300
		200W～50kW	6-50	1,346,100	1,289,600
		50kW超	6-51	3,500	3,400
		20W以下	6-52	79,500	79,300
		20W～5kW	6-53	1,346,100	1,289,600
		5kW超	6-54	1,900	1,800
	6GHz超				
		受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（3，8の項を除く。）	7-55	400	400
		受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするものその他のもの	7-E1	1,900	1,800
7 受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局（3，8の項を除く。）	470MHz以下	同報系防災行政無線	8-56	300	300
		子局	9-F1	500	600
		親局等	9-F2	18,700	19,100
		その他のもの	9-K1	45,000	46,600
	470MHz超	多重放送業務用	9-K2	45,000	46,600
		その他のもの	9-57	45,000	46,600
	3.6GHz以下	3MHz幅以下	9-58	6,763,600	5,636,400
		3MHz幅超	9-59	3,394,400	2,828,700
		第1地域	9-60	698,700	582,300
		第2地域	9-61	249,400	207,900
		第3地域	9-K3	25,017,200	20,847,700
		第4地域	9-K4	12,508,900	10,424,100
		3MHz幅以下	9-K5	2,502,300	2,085,300
		3MHz幅超	9-K6	358,000	298,400
		3MHz幅以下	9-75	45,000	46,600
		3MHz幅超	9-76	6,763,600	5,636,400
		30MHz幅以下	9-77	3,394,400	2,828,700
8 実験等無線局及びアマチュア無線局	470MHz以下	第1地域	9-78	698,700	582,300
		第2地域	9-79	249,400	207,900
		第3地域	9-80	219,713,400	183,094,500
		第4地域	9-81	109,868,800	91,557,400
		3MHz幅以下	9-82	22,038,600	18,365,500
		3MHz幅超	9-83	7,437,600	6,198,000
		30MHz幅以下	9-84	543,181,600	452,651,400
		30MHz幅超	9-85	271,603,200	226,336,000
		第1地域	9-86	54,385,500	45,321,300
		第2地域	9-87	18,219,700	15,183,100
		第3地域	9-88	18,700	19,100
		第4地域			
		その他のもの			
		3MHz幅以下			
		3MHz幅超			
		30MHz幅以下			
		30MHz幅超			

法第103条の2（包括免許等の無線局）

無線局の区分	項 詳細	新料額 （円）	旧料額 （円）
包括免許局	移動する無線局	10-1	360
	移動しない無線局	—	別表第6の額
包括登録局	移動する無線局	10-3	400
	移動しない無線局	—	別表第9の額

広域使用電波に係る料額

※広範囲で同一の者により相当数開設される無線局（広域開設無線局）に使用させることを目的として広域使用電波を使用する無線システムには①周波数幅、②無線局数による複合料額を別途設定

【①周波数幅単位】（法別表第 8）			新料額 （円） /MHz	旧料額 （円） /MHz
対象無線システム				
携帯電話	470MHz超	専用帯域	32,857,000	32,639,700
	3.6GHz以下	共用帯域	16,428,500	16,319,850
	3.6GHz超	専用帯域	1,772,600	1,477,200
	6GHz以下	共用帯域	886,300	738,600
BWA等			132,111,100	126,166,200
衛星携帯電話			3,124,300	3,232,200
マルチメディア放送			6,418,400	5,348,700

【②無線局数単位】（法第103条の2及び法別表第 6 備考12）			項 詳細	新料額 （円）	旧料額 （円）
対象無線システム					
包括免許（移動する無線局）			10-2	150	170
1の項の無線局			—	300	400
2の項の無線局			—	200	200
4の項の無線局			—	400	400
5の項の無線局			—	400	400
6の項の無線局			—	400	400

上記①の「周波数幅単位」の課金の際に適用される地域係数（法別表第 7）			地域	新係数	旧係数
			沖縄	0.0079	0.0078
			東日本	0.5666	0.5640
			西日本	0.4334	0.4360
			全国	1.0000	1.0000
			東北	0.0459	0.0470
			近畿	0.1636	0.1641
			中国	0.0386	0.0391
			四国	0.0199	0.0204
			九州	0.0682	0.0688

法別表第 6 備考 8～11（控除額）

以下の複数の帯域区分をまたがって電波を使用する場合の控除額
①470MHz以下、②470MHz超3.6GHz以下、③3.6GHz超6GHz以下

無線局の区分	新控除額（円）		旧控除額（円）	
	備考 8 ①＋②	備考 9 ①＋③	備考 10 ②＋③	備考 11 ①＋②＋③
1の項の無線局	300←400		—	600←800
2の項の無線局		—	—	—
3の項の無線局	—	—	5,700←7,000	—
4の項の無線局		—	—	—
9の項の無線局	500←600	500←600	500←600	—

法別表第 9（包括登録の無線局）

無線局の区分		項 詳細	新料額 （円）	旧料額 （円）
3.6GHz以下 （幅6MHz超）	10mW以下	第1地域	10-4	5,980
		第2地域	10-5	3,560
		第3地域	10-6	1,110
		第4地域	10-7	660
	10mW超	第1地域	10-a	97,600
		第2地域	10-b	53,200
		第3地域	10-c	17,600
		第4地域	10-d	9,000
	2の項に掲げる無線局以外の無線局		10-8	3,560
				2,970